

令和 7 年 度
山 梨 県 公 共 事 業 評 価
意 見 書

令和 7 年 1 1 月 1 9 日

山梨県公共事業評価委員会

目 次

はじめに	P1
1 事前評価について	
1-1 事前評価の総括	P2
1-2 個別事業に対する意見（5事業）	P2
1-3 報告として取り扱った事業（55事業）	P4
2 再評価について	
2-1 再評価の総括	P5
2-2 個別事業に対する意見	P5
(1) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で 継続することが妥当と判断した事業（14事業）	P5
(2) 工期の変更を行った上で 継続することが妥当と判断した事業（1事業）	P11
(3) 報告として取り扱った事業（19事業）	P11
3 事後評価について	
3-1 事後評価の総括	P12
3-2 個別事業に対する意見	P12
(1) 一定の成果が認められ、 特段の改善措置は要しないと判断した事業（2事業）	P12
(2) 報告として取り扱った事業（1事業）	P13
4 附帯意見	P14
5 審議経過	P15
6 令和7年度山梨県公共事業評価委員会委員名簿	P16
(注) 本意見書における略称の意味は次のとおりである。	
・ (一) : 一般県道	
・ (主) : 主要地方道	
・ (都) : 都市計画道路	

は じ め に

公共事業による社会資本整備は、県民の安全・安心な暮らしを支える基盤であり、地域の持続的な発展に不可欠である。

近年、激甚化する自然災害や令和7年1月の埼玉県八潮市における道路陥没事故など、インフラの安全性に対する社会的関心が高まっている。山梨県では、「ふるさと強靱化」のもと、災害に強い施設整備や老朽化対策を推進しており、加えて「『開の国』づくり」として、リニア中央新幹線の開業を見据えた広域交通ネットワークの整備を進めている。また、令和5年には「人口減少危機突破宣言」を発出し、人口減少という構造的課題に対し、社会資本整備も含めた総合的な対応が求められている。

こうした状況の中、公共事業評価委員会は、県の公共事業に対して第三者的かつ専門的な立場から意見を述べる機関として、事業の妥当性、進捗、成果を多角的に検証し、公共事業の客観性・透明性・効率性の確保に重要な役割を果たしている。

令和7年度は、事前評価5事業、再評価15事業、事後評価2事業の計22事業について審議を行い、次のとおり意見をとりまとめたので具申する。なお、今年度からは評価対象事業所管部で評価した審議案件以外の全ての事業について、報告案件として本委員会に報告されることとなった。これに伴い、より多くの事業情報が委員会に共有されることとなり、公共事業全体の透明性向上に資する体制が強化された。

今後の社会資本整備にあたっては、本委員会の意見を十分尊重し、県民の理解と信頼を得ながら、より効果的・効率的な事業執行に努められたい。

1 事前評価について

1－1 事前評価の総括

今年度の事前評価5事業は、いずれも災害リスクの低減や地域の安全・安心の確保、交通機能の強化を目的としたものであり、事業の必要性は高いと判断される。

治水・砂防・急傾斜地崩壊対策の各事業は、過去の災害履歴や警戒区域の指定状況から見ても、人命や重要施設の保全に資する緊急性の高い事業である。また、道路の2事業は、老朽化したインフラの更新や広域交通ネットワークの強化により、地域の防災力と利便性の向上が期待される。

委員会としては、これらの事業が地域の安全性向上と社会資本の強靱化に資するものであると評価し、早期の着手と着実な推進を求めるものである。

事業に対する意見は次のとおりである。

1－2 個別事業に対する意見

① 治水事業 湯川（甲府市）

この事業は、甲府市の湯村温泉郷を流下する一級河川湯川において、洪水被害の防止を目的に、河川改修を行うものである。

当該河川は、平成23年9月台風15号や令和6年8月豪雨などにより何度も家屋の浸水被害が発生しており、早急に流下能力の向上を図る必要がある。

本事業の実施により、洪水被害の防止に加え、第二次緊急輸送道路である主要地方道甲府韮崎線の保全による被害の波及防止が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。なお、関連する周辺開発事業との調整を図りながらの事業実施に努められたい。

② 急傾斜地崩壊対策事業 下部の２（身延町）

この事業は、身延町に位置する急傾斜地において、崖崩れ被害の防止を目的に、斜面の崩壊対策を実施するものである。

当該急傾斜地は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されており、保全対象として人家や避難路となる町道があることから、崖崩れが発生した場合には、人命に影響を及ぼすことが懸念されている。

本事業の実施により、崖崩れ被害の防止が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

③ 道路事業 国道４１１号（日川橋）（山梨市～笛吹市）

この事業は、山梨市と笛吹市を結ぶ国道４１１号において、災害に強い道路の確保を目的に、道路改良と日川橋の架け替えを実施するものである。

当該国道は、第一次緊急輸送道路に指定されており、特に日川橋は、山梨市と笛吹市を結ぶ橋梁として地域の活性化に資する非常に重要な橋梁であるが、道路幅員が狭く大型車同士のすれ違いが困難な上、竣工から６７年が経過し老朽化が著しい。

本事業の実施により、災害に強い道路の確保に加え、国道２０号及び中央自動車道一宮御坂ＩＣへのアクセス向上が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

④ 道路事業 （一）天神平甲府線（塚原ＩＣアクセスⅡ期）（甲府市）

この事業は、甲府市小松町から塚原町地内の一般県道天神平甲府線において、新山梨環状道路北部区間の塚原ＩＣ（仮称）へのアクセス向上を目的に、バイパス道路を新たに整備するものである。

当該路線は、新山梨環状道路北部区間の塚原ＩＣ（仮称）へのアクセス道路に位置づけられており、現在整備中の「塚原ＩＣアクセスⅠ期事業」と合わせて新山梨環状道路の道路ネットワーク効果を発現させるため重要な役割を果たすものである。

本事業の実施により、新山梨環状道路北部区間の塚原ＩＣ（仮称）へのアクセス向上が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。なお、国との連携した事業実施に努められたい。

⑤ 砂防事業 十二山川（北杜市）

この事業は、八ヶ岳・茅ヶ岳火山地域に位置する溪流において、土石流被害の防止を目的に、砂防堰堤を整備するものである。

当該溪流は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されており、保全対象として人家やＪＲ小海線、第二次緊急輸送道路である主要地方道北杜富士見線があることから、土石流が発生した場合には、甚大な被害を及ぼすことが懸念されている。

本事業の実施により、土石流被害の防止が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

１－３ 報告として取り扱った事業

報告として取り扱った事業は、以下の事業を含む計５５事業である。

- ① 林道事業 樽峠線（南部町）
- ② 農地整備事業 玉宮北部（甲州市）
- ③ 治水事業 平等川（笛吹市）

2 再評価について

2-1 再評価の総括

今年度の再評価15事業は、施工条件の見直しや用地取得、関係者調整、設計変更等により、事業費の増減や工期の延伸が生じたものである。

委員会では、各事業の見直し内容を慎重に検討し、事業目的の妥当性、地域への効果、公益性の観点から総合的に評価を行った。その結果、いずれの事業も、営農環境の改善、地域の活性化、災害対応力の強化、都市交通の円滑化など、地域の持続的な発展に資するものであり、見直し案に基づく継続は妥当と判断した。

委員会としては、今後の事業推進にあたって、時間管理の徹底と、見直し案に沿った着実な整備を強く求めるものである。

個々の事業に対する意見は次のとおりである。

2-2 個別事業に対する意見

(1) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

① 林道事業 細野鹿留線（都留市）

この事業は、都留市南東部の御正体山北面一体の県有林の管理経営を目的に、都留市大野と都留市鹿留を連絡する森林基幹道を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、脆弱な地質の影響で想定以上の法面保護工が必要になったこと及び詳細設計の結果により路線延長が延伸となったことによる事業費の増額と事業期間の延伸である。

本事業の完了により、木材の伐採搬出コストの削減が図られ、林業の成長産業化の推進に寄与することが期待される。また、森林を適正に管理し保全することで、水源涵養や土砂流出防止など森林の公益的機能の発揮にもつながることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和11年度の完成に努められたい。

② 農地整備事業 穴山（韮崎市）

この事業は、桃の栽培を中心に営んでいる韮崎市穴山町において、営農環境の改善や農業経営の強化を目的に、区画整理や農道等の農業生産基盤を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、成園化している桃の収穫樹の伐採を多く伴う箇所について、農業経営への影響を考慮し、本計画から除外することによる事業費の減額と、残路線の一部で関係者との調整が難航し合意形成に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、営農環境の改善や農業経営の強化が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和10年度の完成に努められたい。

③ 農地整備事業 中山（北杜市）

この事業は、かつて養蚕が盛んであった北杜市武川町の中山間地域において、養蚕業の衰退により発生した耕作放棄地の解消、農地の集積及び農業用水の安定供給を目的に、区画整理や用排水路等の農業生産基盤を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、区画形状を検討した結果、切盛土量の抑制が図られたことによる事業費の減額と、区画整理の一部範囲に発生した軟岩の掘削に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、新たな醸造用ぶどう産地の形成が図られることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和10年度の完成に努められたい。

④ 中山間地域整備事業 甲斐駒東部（北杜市）

この事業は、水稻や野菜の栽培を中心に営んでいる北杜市白州町・武川町の中山間地域において、営農環境の改善や地域の活性化を目的に、区画整理や用排水路等の農業生産基盤を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、沈砂地等の土砂溜機能を追加し

たことや、担い手農業者の営農に即した区画形状の再検討に伴い切盛土量が増加したことによる事業費の増額と、区画整理における換地計画の合意形成と埋蔵文化財発掘調査に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、営農環境の改善や地域の活性化が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和12年度の完成に努められたい。

⑤ 中山間地域整備事業 黒駒東（笛吹市）

この事業は、果樹栽培を中心に営んでいる笛吹市御坂町の中山間地域において、営農環境の改善や地域の活性化を目的に、区画整理や農道等の農業生産基盤を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、地質調査の結果に基づき橋台杭基礎を追加したことや、新たな担い手農業者の参入を見据えた農地の集団化に伴い切盛土量が増加したことによる事業費の増額と、区画整理における換地計画の合意形成に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、営農環境の改善や地域の活性化が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和9年度の完成に努められたい。

⑥ 道路事業 （主）甲府昇仙峡線（新長とろ橋）（甲府市～甲斐市）

この事業は、甲府市平瀬町から甲斐市吉沢を結ぶ主要地方道甲府昇仙峡線にある大正14年に架橋された長潭橋の老朽化の進行に伴い、現橋の下流側に新設橋を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、橋梁上部工事における仮設工法や仮設支保工の構造を変更したことによる事業費の増額と、下部工事において、想定よりも脆弱な地質であったことに伴い仮設土留工を変更したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、災害に強い道路の確保や生活圈中心都市・拠点機能へのアクセス向上に加え、土木遺産に認定されている現橋を活かした地域観光の活性化が期待されることから見直し案により

事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和12年度の完成に努められたい。

⑦ 道路事業 （主）甲府昇仙峡線（山宮拡幅Ⅱ期）（甲府市）

この事業は、甲府市山宮町地内の主要地方道甲府昇仙峡線において、甲府市街地から新山梨環状道路北部区間の牛句IC（仮称）へのアクセス向上や歩行者等の安全性の確保を目的に、道路を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、軟弱地盤が確認されたことに伴い路床改良工を追加することや、補償対象物件が想定以上となったことによる事業費の増額と、用地取得及び埋蔵文化財発掘調査に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、新山梨環状道路北部区間の牛句IC（仮称）と甲府市街地の道路ネットワークの強化及びアクセス向上や歩行者等の安全性の確保が期待できることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和13年度の完成に努められたい。

⑧ 街路事業 （都）太田町蓬沢線ほか2路線（甲府市）

この事業は、甲府市幸町地内の都市計画道路太田町蓬沢線ほか2路線において、市街地内の交通の円滑化や歩行者等の安全性の確保を目的に、道路を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、本事業で整備が予定されていた一部区間が別事業で実施されたことによる事業費の減額と、用地取得に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、市街地内の交通の円滑化や歩行者等の安全性の確保が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和12年度の完成に努められたい。

⑨ 街路事業 (都) 高畑町昇仙峡線 (Ⅱ期工区) (甲府市)

この事業は、甲府市千塚地内の主要地方道甲府昇仙峡線において、甲府市街地から新山梨環状道路北部区間の牛句 I C (仮称) へのアクセス向上や歩行者等の安全性の確保を目的に、道路を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、補償対象物件が想定以上となったことによる事業費の増額と、用地取得及び埋蔵文化財発掘調査に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、新山梨環状道路北部区間の牛句 I C (仮称) と甲府市街地の道路ネットワークの強化及びアクセス向上や歩行者等の安全性の確保が期待できることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和 13 年度の完成に努められたい。

⑩ 農地整備事業 ゆずの郷 (富士川町)

この事業は、ゆずと水稻の栽培を中心に営んでいる富士川町の中山間地域において、営農環境の改善や地域の活性化を目的に、区画整理や農道等の農業生産基盤を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、急峻な地形条件に適応した道路構造物を整備したこと及び新たなゆずの需要が生まれ、生産拡大のために区画整理区域を追加したことによる事業費の増額と、地元との調整や関係機関との協議、区画整理における換地計画の合意形成に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、営農環境の改善や地域の活性化が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和 12 年度の完成に努められたい。

⑪ 道路事業 国道 140 号 (桜井 I C アクセス) (甲府市)

この事業は、甲府市桜井町地内の国道 140 号において、市街地内の交通の円滑化を目的に、西関東連絡道路と新山梨環状道路北部区間を接続する道路を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、補償費増による事業費の増額と、

用地取得に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、西関東連絡道路と新山梨環状道路を往来する車両が一般道を経由することなく通行可能となり、自動車専用道路のネットワークが強化されることに加え、渋滞の解消も期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和12年度の完成に努められたい。

⑫ 治水事業 古川（韮崎市）

この事業は、韮崎市を流下する一級河川古川において、洪水被害の防止を目的に、河川改修を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、護岸工施工時の掘削面崩落に伴い背面矢板土留工を追加したことや、整備延長を延伸したことによる事業費の増額と事業期間の延伸である。

本事業の完了により、洪水被害の防止が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和12年度の完成に努められたい。

⑬ 街路事業 （都）和戸町竜王線（城東～中央5丁目工区）（甲府市）

この事業は、甲府市城東から中央5丁目地内の都市計画道路和戸町竜王線において、市街地内の交通の円滑化と歩行者等の安全性の確保を目的に、道路を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、仮設橋や電線共同溝の追加施設の設置及び下水道移設による事業費の増額と事業期間の延伸である。

本事業の完了により、市街地内の交通の円滑化と歩行者等の安全性の確保が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和13年度の完成に努められたい。

⑭ 街路事業 (都) 大手二丁目浅原橋線 (柳町工区) (甲府市)

この事業は、甲府市中央4丁目地内の都市計画道路大手二丁目浅原橋線において、市街地内の交通の円滑化と歩行者等の安全性の確保を目的に、道路を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、補償費増による事業費の増額と、用地取得に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、市街地内の交通の円滑化と歩行者等の安全性の確保が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和13年度の完成に努められたい。

(2) 工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

① 中山間地域整備事業 身延南部 (身延町)

この事業は、水稻や野菜を中心に営んでいる県南西部の身延町の中山間地域において、営農環境の改善や地域の活性化を目的に、区画整理や農道等の農業生産基盤を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、区画整理における換地計画の合意形成に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、営農環境の改善や特産品である「あけぼの大豆」を核とした地域の活性化が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業の実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和10年度の完成に努められたい。

(3) 報告として取り扱った事業

報告として取り扱った事業は、以下の事業を含む計19事業である。

① 林道事業 日川左岸線 (甲州市)

② 農地整備事業 山梨西部 (山梨市)

③ 道路事業 国道300号 (中之倉) (身延町)

3 事後評価について

3－1 事後評価の総括

今年度の事後評価の対象事業は、いずれも事業目的に沿った成果が確認され、地域の課題解決や活性化に寄与していることが認められた。

委員会では、事業の実施状況や効果を多角的に検証した結果、森林整備の効率化や農業生産性の向上、新たな担い手の参入など、事業の成果は十分であり、特段の改善措置を要しないと判断した。

今後も、事業完了後の効果検証を通じて、公共事業の成果と課題を的確に把握し、県民の信頼に応える社会資本整備の推進に資するよう、委員会としての役割を果たしていく所存である。

個々の事業に対する意見は次のとおりである。

3－2 個別事業に対する意見

(1) 一定の成果が認められ、特段の改善措置は要しないと判断した事業

① 林道事業 菅野盛里線（都留市）

この事業は、都留市大野から朝日曾雌地内にかけて、路網密度の低い大旅川、戸沢川及び菅野川流域の広大な森林の管理経営を効率的に行うことを目的に、森林基幹道を整備したものである。

本事業後は、森林整備が計画的かつ効率的に行われ、主伐や間伐による木材の搬出も円滑に行われていることから、事業の目的が達成されたと評価できる。また、水源涵養や山地保全など森林の公益的機能が高まるとともに、主要地方道四日市場上野原線と主要地方道都留道志線を連絡する新たなアクセス道としての機能も有していることから、事業効果は大きいと判断される。

② 中山間地域整備事業 天王原（北杜市）

この事業は、茅ヶ岳山麓西斜面の畑地帯に位置する中山間地域において、農作業の省力化や効率化、地域の活性化を目的に、用排水路や鳥獣害防止施設、区画整理等の農業生産基盤を総合的に整備し

たものである。

本事業後は、区画整理等により営農環境が改善し、農作物の生産性や品質が向上していることから、事業の目的が達成されたと判断できる。また、耕作放棄地の解消による良好な農村景観の形成に寄与するとともに、農業法人等の新たな担い手の参入による地域の雇用創出などの効果が発現していることから、事業効果は大きいと判断される。

(2) 報告として取り扱った事業

報告として取り扱った事業は、以下の1事業である。

① 林道事業 富士東部（北）線（大月市～上野原市）

4 附帯意見

個別事業に対する本委員会の意見は前記のとおりであるが、審議過程において各委員からは事業全般に関すること、評価手法に関わることなど多くの意見が出された。

公共事業評価を実施するに当たっては、県民へのアカウンタビリティ（説明責任）や客観性・透明性を十分に確保する必要があることから、ここに、今後検討すべき主な内容を附帯意見として附記するので、県におかれてはこの趣旨を十分理解され、今後の評価調書の作成や事業計画の策定等に配慮されたい。

（１）委員会審議対象について

本委員会が審議する対象事業については、近年件数が増加傾向にあり、効率的な委員会運営のために、対象事業の選定方法を見直す必要があると考えられる。このため、新たに小委員会を設置して議論を進め、本委員会における審議対象見直しの方向性を示すこととした。

今後の委員会運営にあたっては、この見直しの方向性を十分に反映し、対象事業の審議を一層充実させるよう配慮されたい。

（２）評価方法の検討について

費用便益分析が困難な事業や関連する事業全体で評価することが合理的だと思料される事業が見受けられたため、評価方法や評価指標の見直しを検討されたい。

5 審議経過

(1) 第1回評価委員会

開催日：令和7年 6月11日（水）

内 容：前年度の評価意見に対する県の対応方針・対応状況について
事前評価事業の説明・審議（1事業）
再評価事業の説明・審議（5事業）
事後評価事業の説明・審議（1事業）

(2) 第2回評価委員会

開催日：令和7年 7月 9日（水）

内 容：事前評価事業の説明・審議（1事業）
再評価事業の説明・審議（5事業）
事後評価事業の説明・審議（1事業）

(3) 第3回評価委員会

開催日：令和7年 8月19日（月）

内 容：現地視察 5箇所

(4) 第4回評価委員会

開催日：令和7年10月 1日（水）

内 容：事前評価事業の説明・審議（3事業）
再評価事業の説明・審議（5事業）

(5) 第5回評価委員会

開催日：令和7年10月22日（水）

内 容：意見書のとりまとめ

6 令和7年度山梨県公共事業評価委員会委員名簿

委員長	さいとう 齊藤	しげひこ 成彦	山梨大学大学院 教授
副委員長	みやがわ 宮川	まさし 雅至	山梨大学大学院 准教授
委員	あるが 有賀	かずひろ 一広	宇都宮大学 教授
同	うちかわ 内川	よしゆき 義行	信州大学 准教授
同	おかむら 岡村	みよし 美好	山梨大学大学院 特任准教授
同	つじ 辻	ちづる 千鶴	マルサマルシェ合同会社 代表
同	つつみ 堤	だいぞう 大三	信州大学 教授
同	ほしか 保坂	ひとみ	(有)メディア・アイ・コーポレーション 代表取締役
同	まごめ 馬籠	じゅん 純	山梨大学大学院 准教授
同	わたなべ 渡辺	お たま緒	(公財)山梨総合研究所 主任研究員

(敬称略：委員は五十音順、役職は令和7年11月現在)